

地震対策編

第1章 総則

第1節 地域防災計画（地震対策編）の目的、性格、構成

1 目的

この計画は、災害対策基本法の規定により笠松町防災会議が策定する計画であって、笠松町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 性格、構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき作成されている「笠松町地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震をはじめ、阪神・淡路大地震の原因ともなった内陸直下型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。笠松町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これらの関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画中、第4章は東海地震に関する事前対策とし、第5章は、南海トラフ地震に関する対策とする。

第2節 防災上の責務

1 笠松町

笠松町は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、笠松町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、笠松町の活動が円滑に行われるよう措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、笠松町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。

また、笠松町その他の防災関係の防災活動に協力する。

5 住民

大震災発生の場合、防災関係機関の活動が停滞したり阻害されることが予想され、地

域住民は、『自分たちの町は自分たちで守る』という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う必要がある。

第3節 防災関係機関等の業務の大綱

一般対策編第1章第3節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

第4節 町地域の概要

1 町地域の特色

平野部は、山間部に比べ地震による被害が大きいと思われる。これは平野部の地盤が弱いためである。特に沖積層の厚く堆積した所の地盤は軟弱であり、大きな被害を受けるものと予想される。

今日、平野部では、住家や工場等の施設が濃尾地震や東南海地震のころとは比べものにならないほど密集し、集積している。これらの中に軟弱な地盤でありながら戦後、住宅や工場、団地が建設された所が多々あり地震災害の潜在的な被害が増大しているといえよう。

2 過去の地震被害

(1) 濃尾地震

明治24年（1891年）10月28日午後6時38分、岐阜県本巣市付近を震源とした濃尾地震（マグニチュード8.0）は、内陸地震として最大規模のものであった。地震当時の地変、住家被害、道路、堤防被害などから、愛知、岐阜両県のかかなりの地域は、震度7に近い6と震度7と推定されている。笠松町は激震域に入っており、住家被害率は90～100%である。当時中心市街地であった笠松町は、地震により住家が100%倒壊した後、火災が発生している。焼失地域は、新町、西町、柳原町、上本町、相生町、県町、八幡町に及んでいる。

(2) 姉川地震

明治42年（1909年）8月14日午後3時30分、琵琶湖東北岸の姉川流域で発生した地震で、マグニチュード6.8である。笠松町も、烈震（震度6）に位置している。

(3) 東南海地震

昭和19年（1944年）12月7日午後1時35分、熊野灘沖で発生した地震であり、マグニチュード7.9であった。笠松町周辺では、震度5の強震であったが、詳しい状況は戦時中であり、不明である。

3 活断層の概要

活断層は「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸直下型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

(1) 根尾谷断層

根尾谷断層は、濃尾地震の際に形成された3本の雁行状に並ぶ地震断層（温見断層、根尾谷断層、梅原断層）のうち1本、あるいは3本の断層、さらには、それらの周辺

に分布している既存の活断層を含めた総称の名称である。この断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって本巢市を横切り、山田市、岐阜市、関市を経て、美濃加茂市、可児市まで全長80kmに渡り、北西―南東方向に伸びる長大な断層系を形成している。これは、左横ずれ断層であり、決して1本の断層が連続しているわけではない。

(2) 関ヶ原断層

滋賀県境の伊吹山の南山麓に沿って西北西―東南東方向に約15kmほど続く断層であり、一部に確実度I・活動度A級に属する部分を含み、断層崖や谷の屈曲などを伴う左横ずれ断層である。

(3) 養老断層

濃尾平野の西端において、垂井町南部から養老山地の東縁に沿って三重県の桑名市付近を通り、そのまま、伊勢湾へ向かって伸びると考えられている活断層であり、西側の養老山地を上昇させ、東側の濃尾平野を沈降させる運動を現在も続けている。

4 海洋型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレートの大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常にひずみが蓄積されている。このひずみによる変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ巨大地震は、この海溝型地震である。

5 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第5節 被害想定

県が行ったシミュレーションは県内のボーリングデータ等から整理された48の地盤モデルで分類し250mメッシュで判定する。また被害が大きい可能性のある冬の早朝、冬

の夕方、夏の昼の3パターンを想定したものである。

1 南海トラフ巨大地震被害想定

内閣府と同じ紀伊半島沖を震源としたケースで、岐阜県全域で震度5強以上の揺れに見舞われ、岐阜県南部を中心に震度6弱が予想される。地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があると予測される。県南部を中心に、県全域で大きな被害が予想される。

建物被害	全壊	揺れ	203棟	町内全域がPL値1.5以上の液状化の危険あり
	678棟	液状化	475棟	
	半壊	揺れ	938棟	
	1652棟	液状化	714棟	
液状化危険度	PL値(最大)		58.23	
出火件数			0件	
人的被害	死者数		13人	町内の最大震度6弱 発災時間は冬の午前5時
	重症者数		21人	
	負傷者数		210人	
	要救出者数		48人	
	避難者数		3012人	

(資料：岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査：平成25年2月)

2 内陸直下型地震被害想定

(1) 養老-桑名-四日市断層帯地震

この断層帯は、断層の西側が東側に乗り上げる逆断層であり、断層面が傾斜している。濃尾平野の軟弱な地盤直下で揺れるため、揺れが増幅される範囲が広がる。震源に近い西濃地域では震度7が予想され、岐阜圏域では震度6強以上の揺れが予想される。衝撃的な揺れにより、液状化が発生する可能性が高く、大きな被害が予想される。

建物被害	全壊	揺れ	693棟	町内の75%で液状化の危険があるPL値1.5以上となる
	1025棟	液状化	332棟	
	半壊	揺れ	1557棟	
	2056棟	液状化	499棟	
液状化危険度	PL値(最大)		39.79	
出火件数			1件	
人的被害	死者数		44人	町内の最大震度6強
	重症者数		72人	
	負傷者数		414人	

	要救出者数	163人
	避難者数	4140人

発災時間は冬の午前5時

(資料：岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査：平成25年2月)

(2) その他の断層帯地震

揖斐川-武儀川断層、長良川断層（北側震源）、長良川断層（南側震源）、阿寺断層、跡津川断層、高山・大原断層を震源とする地震が想定され、県内最大震度7が予想され、町内においても強い揺れが予想され液状化が発生する可能性もある。

ア 揖斐川 - 武儀川断層

建物被害	全壊	揺れ	687棟	
	968棟	液状化	281棟	
	半壊	揺れ	1539棟	
		1962棟	液状化	423棟
液状化危険度	PL値（最大）		42.66	
出火件数				1件
人的被害	死者数		45人	
	重症者数		73人	
	負傷者数		420人	
	要救出者数		165人	
	避難者数		4030人	

町内の75%で液状化の危険があるPL値15以上となる

町内の最大震度6強
発災時間は冬の午前5時

(資料：内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果：平成31年2月)

イ 長良川上流断層（北側震源）

建物被害	全壊	揺れ	24棟	
	112棟	液状化	88棟	
	半壊	揺れ	352棟	
		484棟	液状化	132棟
液状化危険度	PL値（最大）		15.75	
出火件数				0件
人的被害	死者数		1人	
	重症者数		3人	
	負傷者数		71人	
	要救出者数		6人	

町内の75%で液状化の危険があるPL値15以上となる

町内の最大震度5強
発災時間は冬の午前5時

	避難者数	728人
--	------	------

(資料：内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果：平成31年2月)

ウ 長良川上流断層（南側震源）

建物被害	全壊	揺れ	0棟
	1棟	液状化	1棟
	半壊	揺れ	24棟
		25棟	液状化
液状化危険度	PL値（最大）		5.43
出火件数			0件
人的被害	死者数		0人
	重症者数		0人
	負傷者数		5人
	要救出者数		0人
	避難者数		27人

町内で一部液状化が発生する可能性がある

町内の最大震度5強

発災時間は冬の午前5時

(資料：内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果：平成31年2月)

エ 阿寺断層系

建物被害	全壊	揺れ	0棟
	10棟	液状化	10棟
	半壊	揺れ	76棟
		90棟	液状化
液状化危険度	PL値（最大）		8.64
出火件数			0件
人的被害	死者数		0人
	重症者数		0人
	負傷者数		14人
	要救出者数		0人
	避難者数		112人

町内で一部液状化が発生する可能性がある

町内の最大震度5強

発災時間は冬の午前5時

(資料：内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果：平成31年2月)

オ 跡津川断層

建 物 被 害	全 壊 21棟	揺 れ	3棟
		液状化	18棟
	半 壊 126棟	揺 れ	98棟
		液状化	28棟
液状化危険度	P L 値 (最大)		7.68
出 火 件 数			0件
人 的 被 害	死者数		0人
	重症者数		0人
	負傷者数		19人
	要救出者数		1人
	避難者数		171人

町内で一部液状化が発生する可能性がある

町内の最大震度5強

発災時間は冬の午前5時

(資料：岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査：平成25年2月)

カ 高山・大原断層

建 物 被 害	全 壊 0棟	揺 れ	0棟
		液状化	0棟
	半 壊 1棟	揺 れ	1棟
		液状化	0棟
液状化危険度	P L 値 (最大)		0.00
出 火 件 数			0件
人 的 被 害	死者数		0人
	重症者数		0人
	負傷者数		0人
	要救出者数		0人
	避難者数		1人

町内の最大震度5弱

発災時間は冬の午前5時

(資料：内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果：平成31年2月)

第6節 防災体制の確立

地震は前ぶれもなく不意に発生し、被害が同時にかつ広域的に多発することから、即座に対応できる組織を整備する。また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した迅速な初動体制の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機関の充実を図る。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 防災組織の充実

(1) 笠松町防災会議

町は、防災会議を随時開催し、防災に関する基本的事項を審議するため、防災関係機関の連携の確保に資する。

(2) 笠松町災害対策本部

町本部の組織及びその分担任務は、一般対策編第1章第5節「災害対策本部の組織」に定めるとし、地震発生時の活動体制については、本編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備」による。

(3) 防災関係機関の防災組織

町地域にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織等

本町における自主防災組織の整備、育成に関する計画は、一般対策編第2章第3節「自主防災組織の育成と強化」による。

(5) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な配慮した防災を進めるため、防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

2 防災活動拠点の整備

(1) 災害活動の中核拠点の整備

町は、災害対策本部設置予定地である町役場が被災し、防災行政無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速に実施するためのサブ施設を庁舎耐震補強計画と併せて、検討する。

第2章 地震災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成

一般対策編第2章第1節第1項「防災協働社会の形成」を準用する。

第2項 災害に強いまちづくり

一般対策編第2章第1節第3項「災害に強いまちづくり」を準用する。

第2節 防災思想・防災知識の普及

一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」を準用する。

第3節 防災訓練

一般対策編第2章第3節「防災訓練」を準用する。

第4節 自主防災組織の育成と強化

一般対策編第2章第5節「自主防災組織の育成と強化」に定めるところによるが、特に大規模な地震が発生した場合の住民、地域、事業所の活動及び各機関との連携について、次のとおり定める。

1 住民一人ひとりの自主防災活動の促進

住民一人ひとりが、「自分達の地域は自分達で守る」という意識のもとに、平常時から災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう自主防災思想の普及、徹底を図る。

○ 住民の活動

平常時の活動		災害時の活動		避難後の活動
1 家族防災会議の開催 2 食料、身の回り品等の3日分相当の家庭内備蓄 3 我が家の安全点検の実施 4 住民周辺の災害特性の把握 5 家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置 6 避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 7 地域として必要な行動の事前確認	地震発生⇒	1 身の回りの安全の確保 2 火元の始末（出火防止） 3 消火、救出作業 4 正しい情報の収集 5 避難活動	⇒	1 避難生活への対応 2 自立に向けた行動

2 地域の自主防災活動の促進

- (1) 組織の編成例等については、一般対策編第2章第5節「自主防災組織の育成と強化」による。
- (2) 町及び自主防災組織は、自主防災活動に必要な資機材を備蓄整備に努めるものとする。

○ 資機材の整備例

消火用具	消火器等 バケツ 砂袋	救護用具	担架（車付） 救急医療セット 毛布
救出・障害物除去用具	バール ジャッキ ノコギリ 掛矢 オノ スコップ ツルハシ なた ハンマー ロープ ペンチ チェンソー	避難用具	強力ライト 標旗・腕章 ロープ ヘルメット
		給食・給水用具	釜・鍋 給水用水槽
		その他	テント ビニールシート ハンドマイク ラジオ

- (3) 町は、関係機関と連携して自主防災組織のリーダーを育成する研修を実施する。
- (4) 町は、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団・交番及び駐在所との

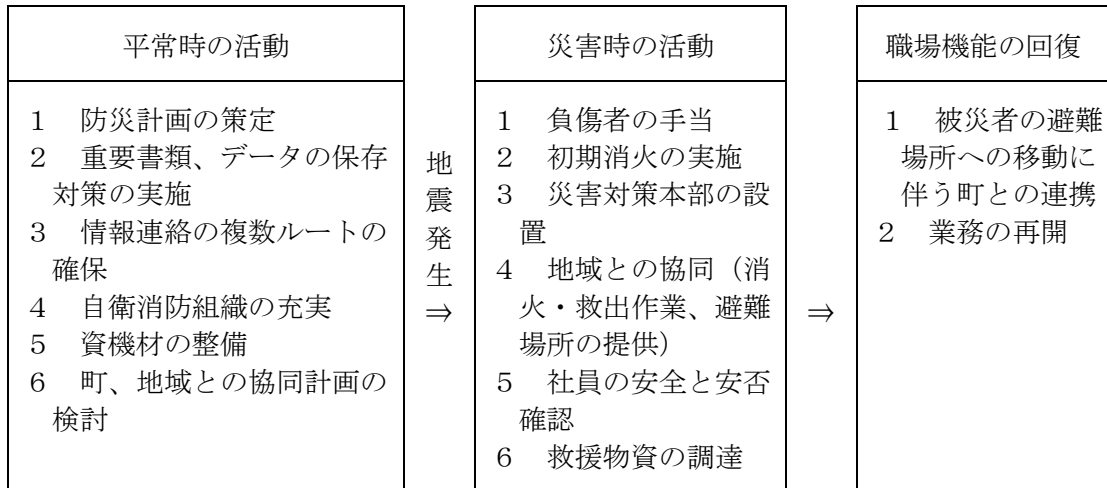
連携強化に努める。

3 事業所等の自主防災活動の促進

町は、事業所等の自衛消防組織の整備を促進し、自主防災組織及び地域住民との連携強化を図る。

また、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域社会の一員として被害の防止又は軽減に努め、防災活動に協力できる体制を整える。

○ 事業所の活動



第5節 ボランティア活動の環境整備

一般対策編第2章第6節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第6節 広域的な応援体制の整備

一般対策編第2章第7節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第7節 緊急輸送網の整備

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

1 町緊急輸送道路の指定

町は、本部、避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送ネットワークを構築するため、町内の緊急輸送道路を指定し、地震発生後の第1啓開路線として、関係機関に周知し、要員、物資等の円滑な輸送を図る。

また、緊急輸送道路の指定に伴い、一般車両を通行させるう回ルートの指定を行う。

2 県緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から県は、次のとおり区分し、各緊急輸送道路によるネットワークを構築している。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路（東海北陸自動車道、国道22号）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（市町村、庁舎、県出先機関等）を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路（岐阜南濃線、岐阜稲沢線、川島三輪線、岐阜羽島線、下中屋笠松線、下中笠松線）

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点（広域避難地等）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

3 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道の公共施設の耐震化を実施し、公共施設以外の建築物の耐震化についても所有者へ啓発し重点的に実施する。

4 ヘリコプター緊急離着陸場の指定

一般対策編第2章第8節「緊急輸送網の整備」を準用する。

5 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置

地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、町は、地域内輸送拠点を設置するものとする。

町は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

6 緊急通行車両の周知・普及

一般対策編第2章第8節「緊急輸送網の整備」を準用する。

第8節 防災通信設備等の整備

一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備」を準用する。

第9節 火災予防対策

地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、大地震ともなると火災は至る所で発生し、消火しきれず大火となり大被害をもたらした事例は過去にいくたびかある。

笠松町における火災予防計画は、一般対策編第2章第10節「火災予防対策」により進めるものとするが、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強を図るための計画は、次によるものとする。

1 住民に対する指導

(1) 地域住民に対する指導強化

町は、住民の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し、火気使用器具の使用方法、転倒、落下防止、周囲の整理整頓を指導し、各家庭に消火器具、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火用水を整備、普及させるものとする。

(2) 防火対象物に対する指導

学校、病院、社会福祉施設、スーパーマーケット、工場等多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、羽島郡広域連合消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導し、火気使用器具の使用方法、転倒、落下防止、周囲の整理整頓を指導するとともに感震ブレーカーの普及促進、消防用設備等の設置、整備点検を指導し、また、その使用方法の指導を十分行う。

(3) 予防査察の強化指導

羽島郡広域連合消防本部は、防火対象物の予防査察を計画的に行い、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生の危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

2 初期消火体制の確立

町は、各家庭、事業所等に対し消火器具、消火用水の整備普及を指導するほか、万一出火した場合は、各家庭等で、消火しきれない火災については、近隣の協力を得て、また、自主防災組織により初期消火活動を行うことが重要であるので、地域の実情に応じて、住民による初期消火活動が積極的に行われるようにする。

3 危険物火災等の防止

危険物製造所、貯蔵所等は、初期消火に失敗すると大災害に発展すると考えられるので、これらの施設における消火設備の充実、化学消火剤の確保、消防職員の立入検査の強化を図る。

4 消防力整備の強化

(1) 町は、消防力の基準に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等対応できる消防力の整備に努める。

ア 消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保に努めるとともに、消防拠点となる消防施設の耐震化に努める。

イ 必要に応じ、次の資機材の整備に努める。

(ア) 消防団等への小型動力ポンプ、救助用資機材（鋸、バール等）等の整備

(イ) 生き埋め者の発見救出等のための資機材（油圧救助機具等）の整備

(ウ) 集中する情報を迅速に収集、伝達する通信体制の整備

ウ 救助活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のための大型建設機械の要請について、笠松町土木研究会との協力体制を確保しておく。

エ 同時多発災害時には、町及び羽島郡広域連合消防本部の消防だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等育成強化に努める。

自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取り扱い訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能状態等に備え、水利の多様化を図る。

ア 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。

ウ 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体と協議しておく。

第10節 避難対策

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

このためには、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1 避難計画の策定

町は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

2 避難所の施設設備の整備

(1) 避難所開設に必要な施設設備 ⇒ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット等

(2) 避難所生活の環境を良好に保つための設備 ⇒ 換気、照明等

(3) 要配慮者への配慮 ⇒ スロープ、障がい者用トイレ等

3 避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 避難所運営体制

町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。

5 行政区域を越えた広域避難の調整

行政区域を越えた広域避難の調整については一般対策編第2章第14節「避難対策」を準用する。

6 避難場所・避難所の指定

避難場所・避難所の指定については一般対策編第2章第14節「避難対策」を準用する。

7 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

第11節 必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、輸送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他町との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また、最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

1 住民による個人備蓄の推進

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後3日分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、町はその啓発に努める。

2 町の備蓄

一般対策編第2章第15節「必需物資の確保対策」を準用する。

3 物資の集積場所

物資の集積場所は町役場とするが、町役場が被災し、使用不能の場合は被害の少ない公共施設を利用する。

4 飲料水の確保

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、順次次の整備をする。

- (1) 岐阜県水道災害相互応援協定に基づく、他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画を作成するものとする。
- (2) 応急給水用資機材等の整備
給水タンク、ろ過装置、給水車
- (3) 井戸水等の把握
- (4) 水道工事事業者等との協力体制確立
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導

5 防災資機材の確保

一般対策編第2章第15節「必需物資の確保対策」を準用する。

6 住民の責務

住民は次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保体制づくりに努める。

- (1) 3日程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) (1)のうち、非常持ち出し品の準備（2～3日程度の食料、懐中電灯、携帯ラジオ救急用品等の防災用品）
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）
- (4) 一人一日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水
- (5) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 給水班の編成
 - イ 地域の井戸、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保（ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等）

7 事務所等の責務

病院、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

8 緊急輸送拠点の整備

一般対策編第2章第15節「必需物資の確保対策」を準用する。

9 物資支援・必要資機材の事前準備

一般対策編第2章第15節「必需物資の確保対策」を準用する。

10 支援物資の輸送体制の整備

一般対策編第2章第15節「必需物資の確保対策」を準用する。

第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般対策編第2章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第13節 応急住宅対策

一般対策編第2章第17節「応急住宅対策」を準用する。

第14節 医療・助産救護体制の整備

大規模震災により多数の傷病者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止・混乱も予測されるので、医療・助産救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害の軽減を図る体制整備が必要である。また、災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握に努める。

1 地震災害等医療・助産救護計画の策定

町は、医療・助産救護体制を確立し、医療・助産救護活動に万全を期すため、医療機関の強力の下に、地震災害等医療・助産救護計画を策定する。

- (1) 医療救護施設（救護所）の設置
- (2) (1) 以外の医療機関への対応
- (3) 搬送体制
- (4) 医療ボランティア受入れ体制整備

2 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、町及び医療機関は連携して、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療に関する技術等の取得に努める。

○ トリアージの基準例

優先度	処置	色別	疾病状況	診断
-----	----	----	------	----

1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重傷、熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	期待的	黄	2～3時間措置を遅らせても悪化しない程度のも	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保 留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のも	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈する者
4	死 亡	黒	生命兆候のないもの	すでに死亡しているもの

○ トリアージ選別 ⇒ 患者の重傷度と治療優先度を定めること

3 災害医療の普及・啓発

町は、救急蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発に努める。

4 医薬品等の確保体制の確立

町は、次のとおり医薬品等の確保体制に努める。

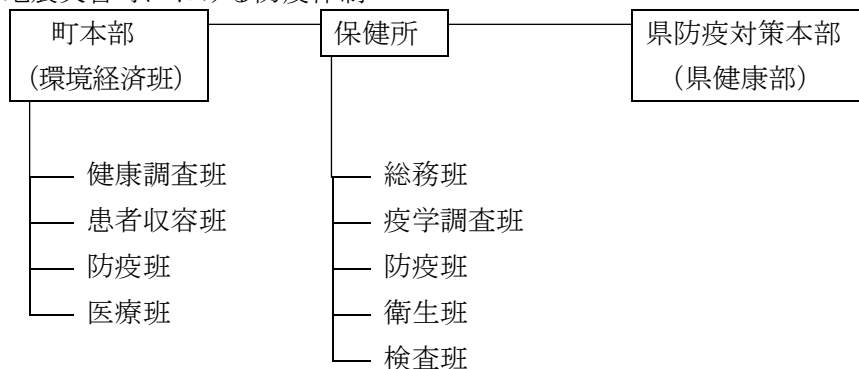
- (1) 緊急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

第 15 節 防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力、抵抗力の低下により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高い。町は、感染症の発生を防ぐため、的確かつ迅速に防疫活動を行う体制を確立する。

1 防疫体制の確立

○ 地震災害時における防疫体制



2 防疫用薬剤等の確保等

町は、防疫用薬剤及び資機材について、確保を行うとともに調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は、地震発生による感染症患者又は保菌者の発生が予測されることから、医療機関の把握と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図る。

第16節 まちの不燃化・耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊している。また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生し、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進する必要がある、想定を越える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

1 建築物の防災対策

(1) 町は、大規模な地震による災害に備え、応急対策活動の拠点となる公共施設について耐震診断調査等に基づき、耐震化対策に努める。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(2) 一般建築物の耐震性強化

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

ア 耐震化に関する住民相談等の実施を図る。

イ 耐震性に関する知識普及のための広報の実施

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

ア 住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

イ ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

ウ ブロック塀を新築又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(4) 被災建築物等の危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

(5) 耐震化についての啓発強化

町は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

2 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設の整備

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するために、主要幹線道路について、危険箇所を調査し、順次整備に努める。

イ 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について補修等対策が必要なものの調査を行い、順次整備に努める。

(2) 河川等の整備

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における河川、樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、補強対策工事の必要な箇所を順次整備する。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）。

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

3 市街地の防災対策

(1) 市街地防災の推進

町は、過密化した地域の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 都市公園の整備

都市公園の計画的な整備を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災的效果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 土地区画整理事業の促進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的效果を有した安全で快適な町づくりを促進する。

(4) 空き家等対策の推進

町は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第17節 地盤の液状化対策

本町は、岐阜県の西南に位置し、木曾川に沿って帯状に広がる多湿地であることを踏まえ、岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震において

も、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

1 実施内容

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

町は、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握を進めるなど、液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生ずる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

(2) 液状化危険度の把握

町は、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努めるものとする。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

町は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(4) ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施することとする。

第18節 ライフライン施設対策

電気、ガス、水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生ずることとなり、ライフラインの寸断は二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保及び応急復旧体制の確保を図る。

1 上水道施設

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 上水道の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置し、応急用飲料水等を確保する。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあつては耐震性の高い管を採用するほか、石綿セメント管等の老管は布設替えを行い、送・配水管路の耐震性の強化を図る。

(3) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(4) 復旧工事用資材の備蓄・調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工場用資

材について製造業者と優先調達に関する協定等を締結する。

(5) 応急給水用機材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

(6) 応援要請

岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水道災害相互応援の相互応援協定に基づき、隣接市町の水道事業者に応援を要請する。

2 下水道施設

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震対して次の対策を実施する。

(1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

3 電気施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するための予防対策を実施する。

4 都市ガス施設

東邦ガスネットワーク株式会社は、地震時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため予防対策を実施する。

5 鉄道施設

東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を実施する。

6 電話（通信）施設

N T T 西日本株式会社は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するための予防対策を実施する。

7 ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、次により代替機能の確保に努める。

(1) 避難所その他公共施設での井戸の堀削

(2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

(3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

(4) 避難所へL P ガス及びその設備の備え付け

(5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備

(6) 各種通信体制の活用…アマチュア無線、パソコン通信、インターネット

8 道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、町及びライフライン事業者は、道路占用物件の仮復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第 1 9 節 文教対策

一般対策編第 2 章第 2 2 節「文教対策」を準用する。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

一般対策編第2章第23節「行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

第21節 企業防災の促進

一般対策編第2章第24節「企業防災の促進」を準用する。

第22節 大規模停電対策

一般対策編第2章第28節「大規模停電対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを整備する必要がある。町職員の被災及び交通の途絶による職員の未参集、防災中枢機能の被災を考慮し、初動時における必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めない事項については、一般対策編第3章第1節「活動体制」に定めるところによる。

1 中枢機能の立ち上がりの迅速性

地震災害等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、災害対策本部を設置する。

(1) 町災害対策本部の設置基準

町 災 害 対 策 本 部 設 置 基 準
1. 町内で震度5弱の地震が発生し、町長が必要と認めたとき
2. 町内で震度5強以上の地震が発生したとき
3. 町内に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで、町長が必要と認めたとき

(2) 関係機関への通報

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に速やかに通報する。

- ア 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体の長又は代表者
- イ 防災上重要な施設の管理者、地域住民の自主防災組織の代表者
- ウ 災害時に応援を要請した市町村の長

(3) 開設の場所

町本部は、町役場内に設置する。ただし、町庁舎等が被災し、その使用に耐えないときは、直ちに代替場所に設置する。

2 職員動員原則

(1) 要員の確保

地震時の職員（総務対策部・危機管理対策担当）は、出勤命令を待つことなく、勤務場所へ出勤する。

(2) 要員の配備

ア 職員は、勤務時間内外あるいは居場所の別に関わりなく、町内に震度4又は5弱の地震が発生したときは、あらかじめ指名した職員は、勤務場所へ参集し、その他の職員は自宅待機とする。また、震度5強以上の地震が発生したときは、災害対策本部の出勤命令を待つことなく、勤務場所へ参集する。ただし、災害による被害が甚大で、勤務場所へ出勤することが困難ときは、最寄りの町施設に参集し、配備につく。

イ 情報収集体制及び警戒体制の要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した

場合、直ちに準備体制あるいは警戒体制につく。

ウ 準備体制及び警戒体制に関わる指揮監督は総務対策部長が行う。

エ 各部長は、町長が対策本部の設置を決定したときは、配備計画に基づく体制をとる。

(3) 配備体制

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

体制	基準	動員内容	動員人員	適要
準備体制	○岐阜地方気象台が町内における震度3の地震発生を発生したとき ○岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度3の地震の発生を感知したとき	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務対策部 (危機管理対策担当全員) (宿日直者2名)	
情報収集体制	○岐阜地方気象台が町内における震度4の地震発生を発生したとき ○岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度4の地震の発生を感知したとき	情報収集及び連絡活動を主とするが状況により警戒体制の職員を動員できる体制	一般対策編の第一警戒配置による各部長及び班長等その他町長が指名した者	
警戒体制	○岐阜地方気象台が町内における震度5弱の地震の発生を発生したとき ○岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度5弱の地震の発生を感知したとき	警戒活動にあたり事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	一般対策編の第二警戒配置による各部長及び班長等その他町長が指名した者	町長が必要と認めれば災害対策本部が設置される
非常体制	○岐阜地方気象台が町内における震度5強以上の地震の発生を発生したとき ○岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度5強以上の地震の発生を感知したとき	災害が発生し、町内の広域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部が設置される

3 奉仕団員の動員

一般対策編第3章第2節第2項「奉仕団の編成及び活動」を準用する。

4 技術者等の雇い上げ

一般対策編第3章第2節第3項「技術者等の雇い上げ」を準用する。

5 技術者等の強制従事

一般対策編第3章第2節第4項「技術者等の強制従事」を準用する。

第2節 ボランティア活動

一般対策編第3章第3節「ボランティア活動」を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請

一般対策編第3章第4節「自衛隊派遣要請」を準用する。

第4節 災害応援要請

一般対策編第3章第5節「災害応援要請」を準用する。

第5節 交通応急対策

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により救出、救助活動や消火活動のほか物資の供給等に支障を生ずるおそれがある。一般道路とは別に緊急交通道路を確保するため交通規制を行うとともに、緊急輸送を行うため被災地に至る輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講ずる。

1 緊急交通道路等の確保

(1) 道路被害状況の把握

地震発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、町内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も把握し、救援、災害復旧の早期確立を図り、通行不能箇所の代替ルートを確保する。

(2) 車両運転者等に対する措置命令

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された道路において、警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の処置命令を行うものとする。

(3) 放置車両の撤去等

災害対策基本法第76条第2項に基づく交通規制が実施された道路において、警察官は、緊急通行車両を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急交通車両の先導等を行うものとする。

(4) 自衛官、消防職員が行う措置命令・強制措置

警察官がない場合、自衛官又は消防職員は上記(2)及び(3)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

なお、措置命令をし、又は強制措置を執ったときは、直ちに管轄の警察署長に通知するものとする。

(5) 障害物除去・応急復旧の実施

災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、土木業者等の協力を得て、速やかに応急復旧作業を実施する。

(6) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通指導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとする。

2 交通規制の実施

(1) 規制の種類

ア 道路交通法に基づく規制

< 県警察 >

県警察は、車両の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が混雑するおそれがある場合又は道路の損壊により交通の危険が生ずるおそれがある場合、交通の円滑を図るため、又は交通の危険を防止するため、当該道路の通行を禁止、又は制限する。

イ 災害対策基本法に基づく規制

< 県公安委員会 >

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

ウ 道路法に基づき規制

< 道路管理者 >

道路管理者は、道路の損壊、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止、又は制限する。

(2) 緊急通行車両の確認手続（災害対策基本法第76条第1項）

ア 緊急車両

(ア) 道路交通法第39条第1項の緊急車両

(イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

イ 確認手続

一般対策編第3章第6節第1項「道路交通対策」を準用する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等の周知徹底を図るものとする。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 ヘリコプター離着陸場等の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

4 輸送手段の確保

- (1) 地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- (2) 必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼する。

5 地域内輸送拠点等の運用

道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

なお、交通途絶において長距離輸送を必要とし、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県支部に防災ヘリコプターあるいは自衛隊（ヘリコプター等）の災害派遣を要請し、空中輸送による等他の機関の応援を得て行うものとする。

第6節 災害情報の受理・伝達

地震発生後における初動体制の確立、迅速な応急活動の実施のために、関係機関との連絡や情報収集、伝達体制の確立を図り、町職員及び住民等へ正確な情報の提供を実施する。

1 地震情報の受理、伝達

- (1) 岐阜地方気象台の発表する地震情報等

岐阜地方気象台は、県内に設置した気象庁の観測点での震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級1以上を観測した場合）を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は、「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。

- (2) 地震情報等の伝達

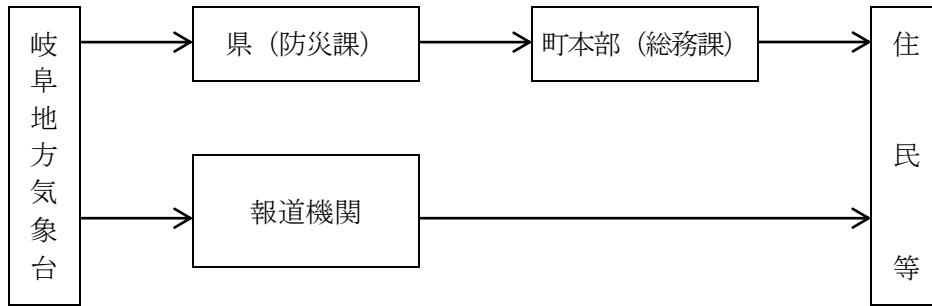
町は、県を通じて伝達される地震情報及び震度ネットワークシステムから得られた震度情報を受信したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の情報発令の措置を講ずる。

- (3) 緊急地震速報の発表、伝達

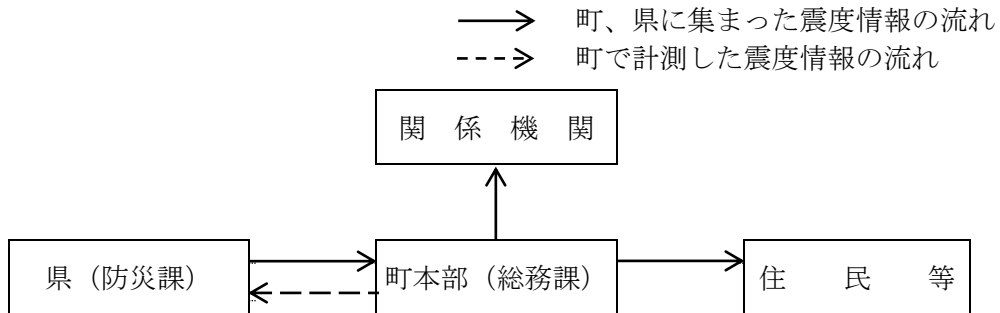
気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、関係機関への提供に努める。

町は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。

ア 地震情報の伝達系統図



イ 震度情報の伝達系統図



(応急活動例)

- 被害推定
- 職員非常参集
- 警戒出動
- 地域住民への広報
- 応援要請等の対応方針の検討

2 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集に当たる。

イ 参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自主防災組織や町内会等地域住民から情報を収集する。

(2) 地震発生直後の被害の第一次情報・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

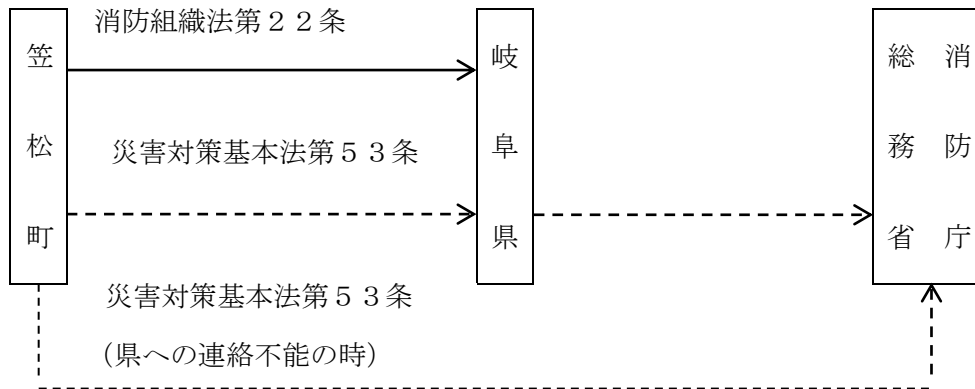
災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、通信の途絶等により県へ連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する

ものとする。

さらに、119番通報が殺到する状況については、町は、県に報告するとともに、直接総務省消防庁へも報告する。

○ 災害対策基本法第53条及び消防組織法第22条に基づく被害情報等の報告ルート



(3) 一般被害情報等の収集、連絡

ア 町本部は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて県に連絡する。

イ 防災関係機関からの業務に係る被害情報を収集する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

県に対し、応急対策の活動状況、災害対策本部設置等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(5) 災害情報の集約

町本部各部長は、地震による被害が発生したら速やかに部内連絡員をして、災害対策本部と各部との情報収集、伝達に当たらせる。

第7節 通信の確保

大規模な地震が発生すると、縁者等の安否確認のため通常の何十倍もの電話回線が使用され、電話の機能が失われる。こうした事態に対処するため、通信手段の確保を図る。

1 通信手段の確保

一般対策編第3章第7節「通信の確保」を準用する。

2 防災行政無線の活用

(1) 災害時の通信連絡

気象予警報、地震情報及び災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等について、町防災行政無線を有効に活用し、行う。

(2) 町防災行政無線の運用

町防災行政無線の運用については、「笠松町防災行政無線通信施設管理運用規程」に基づき運用する。

第8節 災害広報

震災時には、様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが予想されるとともに、被災者等への情報が乏しい場合、断片的な情報が伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。このため、同報無線、広報車等をはじめ多種多様な方法を用いて正確な情報を速やかに公表、伝達する。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有化及び情報提供窓口の一元化を図る。

1 災害広報の実施

町本部（企画班）は、地震発生後速やかに災害広報体制を整え、県及び防災関係機関と連携して、住民に対し適切かつ迅速な広報活動を実施する。

(1) 町の広報

町は、地震災害に関する情報を地域住民に広報する。

(2) 広報の方法

避難場所への掲示、広報車等のほか、パソコン通信、アマチュア無線、インターネット、町防災行政無線のあらゆる広報媒体を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなどにより、迅速かつ的確な広報に努めるとともに関係機関と連携し、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報要請を行う。

(3) 広報の内容

地震発生直後は、住民の適切な判断と安全な行動を促す内容の広報を迅速に行うとともに、被災者のニーズに応じたきめ細かな情報提供を行う。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関との十分な連携を保つ。

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 地震災害の状況に関すること

イ 避難に関すること

(ア) 町本部が実施した避難指示及び避難場所の内容

(イ) 住民がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること

(ア) 交通規制及び道路情報等に関すること

(イ) 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定

(ウ) 鉄道、路線バス等の運行状況及び復旧予定

(エ) 電話の使用制限及び復旧予定

(オ) 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定

(カ) 救護所の開設状況、その他の医療情報

エ その他町民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

(ア) 被災者の安否情報

(イ) 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること

(ウ) 上水道、電気、ガスの二次災害に関すること

(エ) 下水道の使用に関すること

(オ) 防疫に関すること

(カ) 臨時災害相談所の開設に関すること

(キ) 流言飛語の防止に関すること

2 報道機関への対応

(1) 町本部は、関係機関と連携し、情報を一元的に（企画班を通じ）報道機関へ提供するとともに、報道の要請をする。

ア 情報の提供

- (ア) 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (イ) 救助活動に関する情報
- (ウ) 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- (エ) 被災者の安否確認に関する情報
- (オ) その他の関係情報

イ 情報提供・報道要請に当たっての留意事項

- (ア) 提供する情報の種類、収集の方法、発表様式等をあらかじめ定める
- (イ) 報道機関からの照会に対応する体制の整備
- (ウ) 情報の錯綜の防止（県、防災関係機関等との連絡調整）

3 デマ等の発生防止対策

町は、防災関係機関と連携し、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力を得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときは、その解消のため適切な措置を行う。

4 住民の安否情報

町本部は、住民の安否情報の収集及び一般住民等からの安否照会の方法については、あらかじめ定めておく。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある場合がある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(例)

- 住民の安否情報の収集 ⇒ 各避難所又は町内会単位で収集
- 安否照会への対応 ⇒ 専用電話、専用窓口

また、西日本電信電話㈱により、災害用伝言ダイヤル「171番」が開設され、住民の安否確認と電話の輻輳緩和が図られる。

5 総合的な情報提供・相談窓口の整備

(1) 町本部は、各部の情報提供、相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談の総合窓口を設置する。

(2) 最新の情報の収集に努め、資料、収集データ更新などを図りながら24時間対応する。

6 安否不明者等の氏名等公表

要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携の上、県が安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第9節 消防・救急・救助活動

阪神・淡路大震災の消防活動においては、消防水利の破損、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。また、倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、鋸等の資機材のほか、建物の構造によって重機等の確保も必要である。

同時多発する火災から生命、身体及び財産を守り、負傷者等の救出、救護するための消防対策は、一般対策編第3章第11節「消防・救急・救助活動」によるもののほか、本節の定めるところによる。

1 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

出火等を防止するため、住民、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。また、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等は、これに協力して出火等の防止に万全を期する。

ア 火気の使用中止

イ ガス器具等火気使用器具の保安点検及び引火物等の漏出、流出等の防止のため、ガスボンベの元栓を閉める。

ウ 危険物施設等の施設の保安点検及び危険物等の漏出、流出等を防止する。

エ ガス漏れ、漏電等に対する警戒及び異常が発生した場合、町等へ通報する。

オ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

道路等の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織は初期消火に努め、消防隊（消防署、消防団）の消火活動に協力する。

ア 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。

イ 消防隊が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防隊は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を期する。また、火災の状況が、羽島郡広域連合消防本部合及び消防対策部の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく応援を求める。場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

2 危険物関係施設における災害拡大防止措置

羽島郡広域連合消防本部は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、危険物施設の所有者等に対し、次の措置を講ずるよう指導及び指示をする。

ア 施設の異常を早期に発見するための点検を実施する。

イ 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏えい防止の措置をし、引火・発火等を防止するための安全措置を講ずる。

ウ 異常が見られ、災害が発生するおそれがあるときは、消防、警察、町に通報するとともに、付近住居者に避難の周知を図る。

エ 初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

また、羽島郡広域連合消防本部及び警察機関は、危険物施設において異常が発生

し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設の所有者等に対し災害拡大防止の指示をし、自らもその措置を講ずる。
- (イ) 警戒区域を設定し、広報活動を行い、住民の立入禁止、退去等を命ずる。
- (ウ) 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 警察機関は、施設周辺を警戒し、交通規制を行う。

3 負傷者等の救出及び救急

(1) 羽島郡広域連合消防本部は、警察の協力を得て、倒壊建物の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア 救出活動

- (ア) 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動を阻害するガレキ、土砂、コンクリート等の除去のため、笠松町土木研究会の協力を得て、大型建設機械の導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。

イ 救急活動

- (ア) 救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。
- (イ) 道路の損壊等により車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を県に要請する。

ウ 救急救助用資機材の整備

羽島郡広域連合消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(2) 住民等による救急救助

住民及び自主防災組織等は、地震発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。また、倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、消防機関の到着までは自力による救出活動や負傷者等の搬出及び搬送を行い、消防機関等の到着後は、その機関が行う救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

町は、相互の応援協定に基づき応援を要請する。

(4) 応援隊の指揮命令

被災地を管轄する消防対策部長は、応援部隊の受け入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮命令を行う。

4 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第10節 浸水対策

大規模な地震が発生すると、液状化現象等により堤防が損壊され大洪水が発生するときがあるため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

1 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者等は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の把握に努めるものとする。

町長（水防管理者）は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努めるものとする。

(2) 気象状況の把握

河川管理者は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意するものとする。

2 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の襲来が予想されるなど、水害による被害が予想される場合、町長（水防管理者）は、水防体制をとるものとする。

(2) 水防計画

水防活動に関する計画は、「木曾川右岸地帯水防事務組合水防計画」の定めるところによる。

3 応援要請

(1) 町長（水防管理者）は、他の水防管理者と相互に協力するとともに水防上必要がある時は他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援するものとする。

第11節 県防災ヘリコプターの活用

一般対策編第3章第13節「県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第12節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被

災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、災害による被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の大部分については、更に町長に委任されている。救助の種類、程度、方法及び機関に関しては、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は、一時繰替え支弁する必要があることがある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については、一般対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第13節 避難対策

地震の発生に伴い、人命の安全を最優先に避難対策を実施し、避難路の安全性を確保する。

また、避難所生活が長期化すると、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の遅延等様々な弊害が生ずるおそれがあるので、最低限の生活環境の保持ができる体制の確立を図る。

1 避難の指示

地震の発生に伴う火災等の災害から人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難情報発令を行う。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 避難の指示

災害対策基本法第60条第1項の規定に基づいて行う。

(2) 法令等による指示

ア 法令による避難の指示

被害種別	実施者	根拠法令	内容
被害全般	町長	災対法第60条第1項 災対法第63条第1項	避難のための立ち退き指示 警戒区域の設定その他の制限
	警察官	災対法第61条第1項 災対法第63条第2項	町長に代わり、避難のための立ち退き指示 町長に代わり、警戒区域の設定その他の制限
	災害派遣の自衛官	災対法第63条第3項	警察官に代わり、警戒区域の設定その他の制限
火災	消防職・団員	消防法第36条	警戒区域の設定その他の制限

水 防	町長・水防管理者 ・水防団員	水防法第29条第1項 水防法第21条第1項	避難のための立ち退き指示 警戒区域の設定その他の制限
-----	-------------------	--------------------------	-------------------------------

イ 避難指示の内容

① 避難対象地域	② 避難先	③ 避難経路
④ 避難指示の理由	⑤ その他必要な事項	

2 避難措置の周知

避難指示を行った場合若しくは他機関からその旨の通知を受けた場合は町防災行政無線、緊急速報メールその他可能な伝達手段を用いて、関係住民への周知を実施する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

3 関係機関への通知

(1) 町長の措置

町長 ⇒ 県知事（危機管理室）

(2) 警察官又は自衛官の措置

ア 災害対策基本法に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 町長 ⇒ 県知事（危機管理室）

イ 職権に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 警察本部長 ⇒ 県知事（危機管理室） ⇒ 町長

ウ 自衛官の措置

自衛官 ⇒ 町長 ⇒ 県知事（危機管理室）

4 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を

周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需品の供給措置

オ その他被災状況に応じた応援救護措置

町は、避難所運営マニュアルに従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペースの確保など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

町は、避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性

用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(4) ボランティア活動

避難所を開設するに当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(5) 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

5 避難用道路の通行の確保

町職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難用道路の通行確保に努める。

6 避難の誘導

町職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

7 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難指示等の地域内居住者への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、負傷者、身体障がい者等の避難行動要支援者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、一時退避場所又は避難場所への収容
- (6) 地域内居住者の避難者の把握

8 避難先の安全管理

町は、警察と連携し、避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置を講ずる。

9 応急仮設住宅の提供

学校等が避難所として利用され長期にわたる場合、学校教育の再開に支障となるので、町は迅速に仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。また、避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

1 0 要配慮者への配慮

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

1 1 広域避難時の町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫した場合であって、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

1 2 広域一時滞在

町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第 1 4 節 建築物・宅地の危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

1 建築物

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

2 宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請を行い、被災宅地危険度判定士により被災宅地の危険度判定を実施する。

第15節 被災者救援対策

大規模地震においては、被災者は着の身着のまま避難する 경우가多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。また、避難が長期化した場合、被災者のニーズも時間の経過とともに変化し、適宜に応じた物資の供給は必要となる。

町は、被災地の状況や被災者のニーズを迅速に把握するとともに、避難行動要支援者に対して十分な配慮をし、的確かつ迅速な供給を図る。

第1項 食料供給活動

地震災害時における被災者及び災害防護活動者に対する炊き出し及び食品の給与は、一般対策編第3章第16節「食料供給活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

1 食料の供給

(1) 町本部は、次のとおり主要食料の供給を確保する。

ア 備蓄食料及び小売業者等保有の米穀等を調達し、被災者等に対し炊き出し又は現物支給する。

イ 必要な副食及び調味料を調達し、被災者等に対し供給する。

(2) 相互応援協定に基づく応急食料提供の要請

災害の状況その他に応じ、県又は、他市町村に対し食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

(3) 支給、配分の公平性の確保

物資の支給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、民生委員、自主防災組織その他関係者の協力により、公平の維持に努めるものとする。

第2項 給水活動

地震災害時における給水活動は、一般対策編第3章第17節「給水活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

1 給水

(1) 飲料水の応急給水活動

水道班は、飲料水の確保が困難な地域について応急給水を行う。

ア 応急給水の目安は、おおむね1人1日3リットルの給水を実施する。また、発災直後においては、備蓄している飲料水を被災者に提供し、飲料水を確保するものとする。

イ プールの水、井戸水その他水利の水を浄水機により浄水し、応急給水を実施する。

ウ 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間帯を広報車、または町防災行政無線によって周知徹底を図る。

エ 住民は、衛生面に十分配慮し、地域内の井戸等を活用して飲料水の確保に努める。

(2) 応急給水の応援要請

町内で飲料水の応急給水ができないときは、岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相

互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じ他の市町村に応援を要請する。

(3) 生活用水の確保

水道の復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の確保に努める。

第3項 生活必需品供給活動

地震災害時における生活必需品供給活動は、一般対策編第3章第18節「生活必需品供給活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

1 生活必需物資の供給

(1) 生活必需物資の調達及び供給

ア 生活必需物資の範囲

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

イ 生活必需物資の調達

次により必要な生活必需物資を確保し、被災者に支給（貸与）する。

(ア) 備蓄物資を放出する。

(イ) 町内小売業者等から調達する。

(ウ) 災害救援物資から調達する。

(2) 相互応援協定に基づく生活必需物資提供の要請

災害の状況その他に応じ、「災害時における相互援助協定」に基づき、他市町村に対し、生活必需物資の提供を要請する。

(3) ニーズに適合した物資の支給

生活必需物資の確保に当たっては、季節、天候、時間の経過等により被災者ニーズも多様であることをできるかぎり配慮するものとする。

(4) 支給、配分の公平性の確保

物資の支給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、民生委員、自主防災組織その他関係者の協力により、公平の維持に努めるものとする。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者（特に一人暮らし高齢者）、障がい者、外国人、妊婦等いわゆる避難行動要支援者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられる。

町は、地域住民の応援協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導を実施するとともに、個別かつ専門的な救援体制を確立する。

1 要配慮者・避難行動要支援者対策

町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者

に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 在宅の避難行動要支援者対策

- (1) 町本部は、災害弱者を支援するため、次の対策を講ずる。
 - ア 災害弱者が必要とする支援内容の把握（時系列で）
 - イ 災害弱者のニーズに応じた救援、救護
 - (ア) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - (イ) 避難行動要支援者用資機材（車イス、障害者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - (ウ) ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
 - (エ) 情報提供
 - (オ) 人工透析及び難病患者等への医療の確保
 - ウ 避難所での避難行動要支援者への配慮
 - エ 避難行動要支援者向け相談所の開設
 - オ 福祉避難所としての社会福祉施設の活用検討
 - カ 避難行動要支援者向け仮設住宅の提供、優先入居
- (2) 町本部は地震発生後、町内会長、民生委員等関係機関の協力を得て、在宅サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者台帳）や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用するなどして居宅に残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- (3) 避難行動要支援者を発見、確認した場合は、次の情報を把握するとともに、消防機関、警察と連携して地域住民が災害弱者とともに避難するよう指導する。
 - ア 避難所へ移動
 - イ 施設緊急入所等を緊急措置
 - ウ 居宅での生活が可能な場合には、在宅保健ニーズの把握等を実施する。

住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織を中心に地域ぐるみで協力する。

3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

- (1) 入所者の保護
 - ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。
 - イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な

場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置を執る。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置を執る。

ウ 負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置を執るとともに、必要に応じ応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、町などの協力を得つつ施設機能の回復を図り、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町本部、県支部総務班に連絡し、その応援を要請する。

カ 食料及び生活必需品の確保

食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できない時は、不足が予想される物資の内容や程度について町本部、県支部総務班に連絡し、その支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん、職員等の健康管理（メンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進

イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進

エ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

オ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

カ インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた多言語による災害情報等の提供

(1) 各種通訳の実施

地震災害時に外国人被災者の救助のため必要があると認めるときは、県支部総務班に連絡し、公益財団法人岐阜県国際交流センターに、災害時語学ボランティアの派遣

について協力依頼する。

- ア 負傷者等の応急手当等の際の通訳
- イ 県、町の各種応急対策の内容の説明
- ウ その他被災外国人の意思の伝達

(2) 正確な情報の伝達

外国人に対し、避難場所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。

第 17 節 帰宅困難者対策

一般対策編第 3 章節 20 節「帰宅困難者対策」を準用する。

第 18 節 応急住宅対策

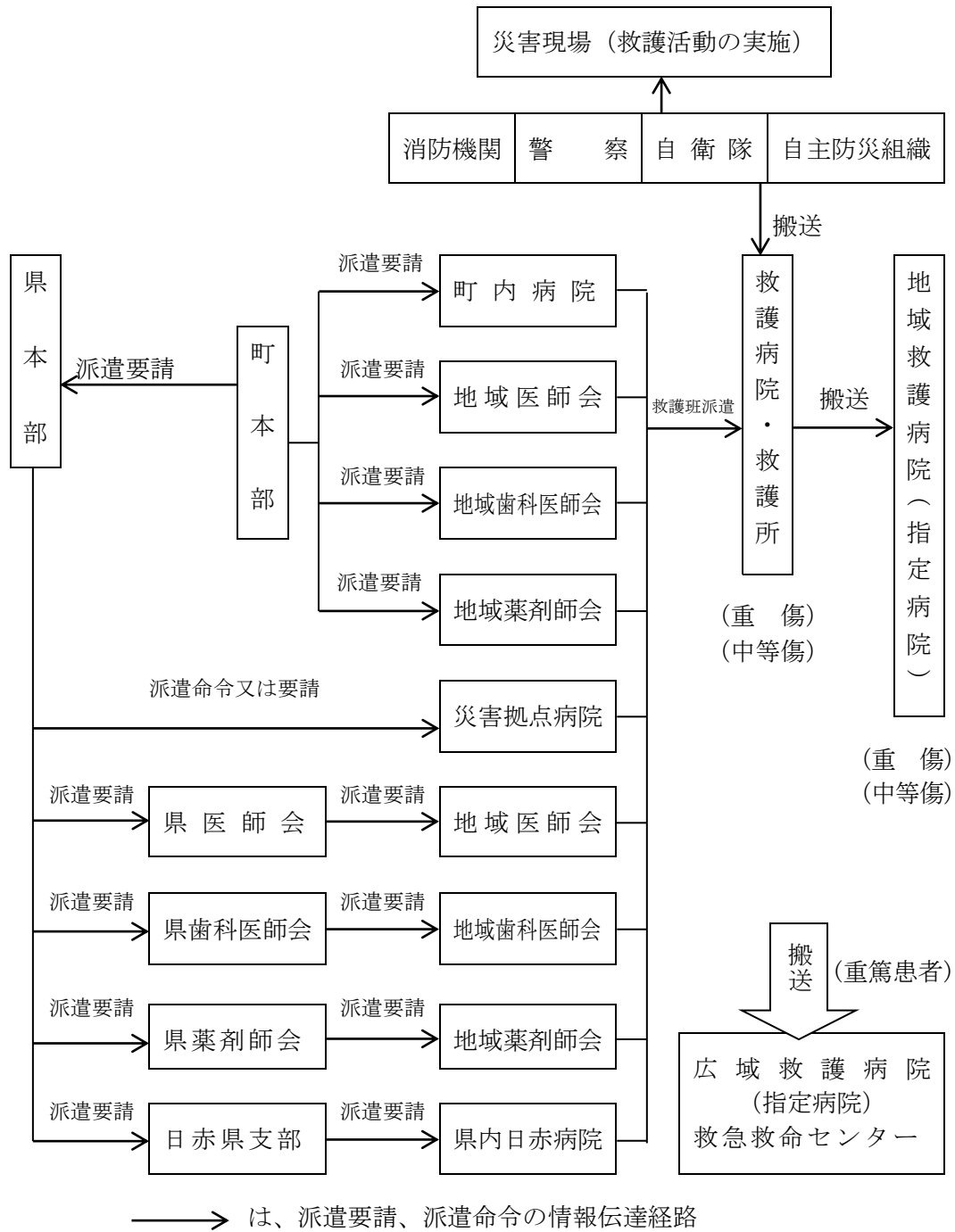
一般対策編第 3 章節 21 節「応急住宅対策」を準用する。

第 19 節 医療・助産救護活動

一般対策編第 3 章第 3 項第 22 節「医療・助産救護活動」に定めるところによるが、大規模な地震が発生すると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失してしまう場合や、被災しなくてもライフラインの途絶による高度な医療行為ができなくなり機能を十分に果たせなくなることがあるので、救急医療体制を次のように定め、迅速な医療救護活動体制の確立を図る。

1 医療及び助産

(1) 医療（助産）救護活動体制



(2) 医療（助産）救護活動

ア 救護所を設置する場合は、必要に応じて町地域内の医療関係者の協力を得て医療班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。

イ 災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めるときは、県

に対し、迅速的確な医療（助産）救護について要請を行う。

エ 医療班による活動は、原則として救護所において行うものとし、医療班を出動させる時間的余裕のない等やむを得ない事情がある場合は、病院又は診療所等において実施できるものとする。

オ 重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療班で確保した車両により搬送する。

カ 道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊に要請し、ヘリコプターにより実施する。

キ トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し効率的な活動に努めるものとする。

2 医薬品等の確保

(1) 町は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器の確保を図る。

(2) 医薬品、衛生材料、医療機器については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生ずるときは、県及び関係機関に確保の要請をする。

第20節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

一般対策編第3章第25節「遺体の搜索・取扱い・埋葬」を準用する。

第21節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

一般対策編第3章第26節第1項「防疫活動」に定めるほか、次によるものとする。

1 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等が発生しやすく、また、蔓延する危険性も高い。

このため、的確かつ迅速な防疫活動を行うことが重要であり、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとしての的確かつ迅速に実施することとする。

(1) 防疫活動

ア 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔及び消毒を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。

ウ 被災地において感染症が発生したときは、直ちに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて適切な措置を執る。

エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自

治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

カ 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

第2項 食品衛生活動

一般対策編第3章第26節第2項「食品衛生活動」に定めるほか、次によるものとする。

1 食品衛生

震災時には、通常の流通・販売が行われなため、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これら食品の安全性を確保することが重要となる。

(1) 炊き出しを開始したときは、速やかに保健所へ連絡する。

(2) 食中毒症状を現す者が発生したときは、直ちに医師による診療を受けさせるとともに、保健所へ連絡する

第22節 保健活動・精神保健

一般対策編第3章第27節「保健活動・精神保健」を準用する。

第23節 環境衛生・廃棄物処理

震災時には、一時にしかも大量にガレキ等の廃棄物が発生し、最終処分場の不足が予想される。

町は、一般対策編第3章第28節「環境衛生・廃棄物処理」に定めるもののほか、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の一時仮置場の監視員を配備（業者持込の監視体制）及び最終処分場の確保を行うとともに、ごみ、し尿に関して応援協力体制並びに関係業界との協力体制を確立する。

第24節 災害義援金品の募集配分

一般対策編第3章第29節「災害義援金品の募集配分」を準用する。

第25節 家庭動物の救護

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係

団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 実施内容

(1) 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第26節 公共施設の応急対策

阪神淡路大震災でも明らかなように地震発生時には台風、豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時、複合的に発生し、各方面に甚大な被害を及ぼすことが予想される。

特に、道路河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要である。

したがって、町が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先に施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

建設班は、地震発生後速やかに、防災上重要な施設を結ぶ緊急交通道路について優先的に道路パトロールを行い、主要幹線道路の被害状況を調査し、地震発生の地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期啓開作業に努める。

2 河川施設の応急対策

建設班は、地震発生後、直ちに危険個所のパトロールを行い、被害発生の有無を調査し、危険個所を発見した場合には、速やかに適切な応急対策に努める。

3 公共建築物

町役場庁舎、交流センター、福祉施設、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとなることから、次のとおり災害応急対策を実施する。

(1) 建物の応急対策

町は「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機電機の配置並びに燃料確保

イ 無線通信機器等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

- ウ 緊急通行車両その他車両の配備
- エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- オ その他重要設備の点検及び応急復旧
- カ 飲料水の確保
- キ エレベーターに閉じこめられた者の救出
- ク 火気の点検及び出火防止措置

第27節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生ずるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすこととなる。また、医療・救助活動を実施するに当たり、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

町は、関係機関と連携のもとにライフラインの復旧に向けて応急対策を実施する。

1 水道施設の応急対策

- (1) 水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。
- (2) 被害状況調査及び復旧計画の策定
水道班は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。
- (3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請
復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。
- (4) 応急復旧の目標期間の設定

3日まで	給水拠点による給水（1人1日3リットル）
10日まで	幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
21日まで	支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
28日まで	仮配管による各戸給水や供用栓（1人1日250リットル）

- (5) 県への応援要請
町による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。
- (6) 重要施設への優先的復旧
防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。
- (7) 臨時給水所の設置
水道が断水したときは、給水車を出動させ、臨時給水を行うものとする。この場合においては、町防災行政無線等により住民に周知徹底し、混乱を避けるよう最大限の努力をする。

(8) 浄水機による供給

水道が断水し、臨時に供給する必要があるときであって、水利が確保できるときは、浄水機による水の供給を行う。なお、水道班は、平常時から浄水機の取扱いに習熟し、非常時に備えるものとする。

2 下水道施設の応急対策

(1) 緊急要員の確保

水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

水道班は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

ア 第一段階（主要目的：被害拡大、二次災害の防止）

管 路	緊急調査	<ul style="list-style-type: none">○ 被害拡大、二次災害の防止のための調査○ 管道の破損による道路施設等他施設への影響調査○ 重要な区間の被害概要の把握
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none">○ マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行禁止。可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

イ 第二段階（主要目的：暫定機能の確保）

管 路	応急調査	<ul style="list-style-type: none">○ 被害拡大、二次災害の防止のための調査○ 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none">○ 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水○ 可搬式ポンプによる下水の排水

2 その他のライフライン施設の応急対策

町では、電力会社、都市ガス施設、LPガス施設、電話施設、鉄道会社に対しても速やかに応急対策を開始できるよう出動を求める等、必要な措置を執るものとする。

第28節 文教災害対策

第1項 文教対策

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障を期たさないよう措置する。

また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

なお、本計画中定めない事項は一般対策編第3章第24節「文教災害対策」の定めるところによる。

1 児童、生徒の安全確保

学校長及び園長（以下「校長等」という。）は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童・生徒（以下「生徒等」という）の保護に努める。

(1) 学校等の対応

ア 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学（園）路の安全確保、小集団で下校させる等必要な措置を執り、生徒等の安全を確保する。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し、学校等で保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等については、イに準じて所要の措置を執る。

校外における学校等行事中に地震が発生した場合は、引率者は、生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置を執る。

(2) 教職員の対処、指導基準等

ア 災害の発生の場合、生徒等を教室等に集める。

イ 生徒等の退避、誘導に当たっては、氏名、人員等掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は学級名簿等を携行し、校長等の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 生徒等の保護者等への引渡しについては、決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

2 教育活動の再開

羽島郡二町教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

各班は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することは避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等仮設校舎の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置を執る。

(4) 教員の確保

教職員が被災したことにより、通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。確保が困難なときは、合併授業等必要な措置を執る。

3 生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、確保が困難な場合は、県へ要請する。

(2) 就学の援助

世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

給食物資の確保を行い、学校給食の継続確保に努める。

(4) 転出、転入の手続

生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかにかつ弾力的な措置を執る。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設けて問い合わせに対応する。

(5) 心の健康管理

教育委員会は、被災した生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第2項 その他の文教施設関係の対策

一般対策編第3章第24節第5項「その他の文教施設関係の対策」に準ずる。

第29節 災害警備活動

被災者が、安心して生活が送れる治安の確保が不可欠であることから、警察機関は早期に警備体制を確立し、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並び

にその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防、取締り等の徹底を図り、社会秩序の維持に努める。

1 多様な手段による各種情報の収集

- (1) 警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 交番、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、県警ヘリコプターを早期に出動要請し、上空からの被害状況の収集に努めるものとする。

2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内のトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等の開設に努めるものとする。

3 不法事案等の予防及び取締

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また、鉄砲火薬類の販売業者、所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第30節 大規模停電対策

一般対策編第3章第31節「大規模停電対策」を準用する。

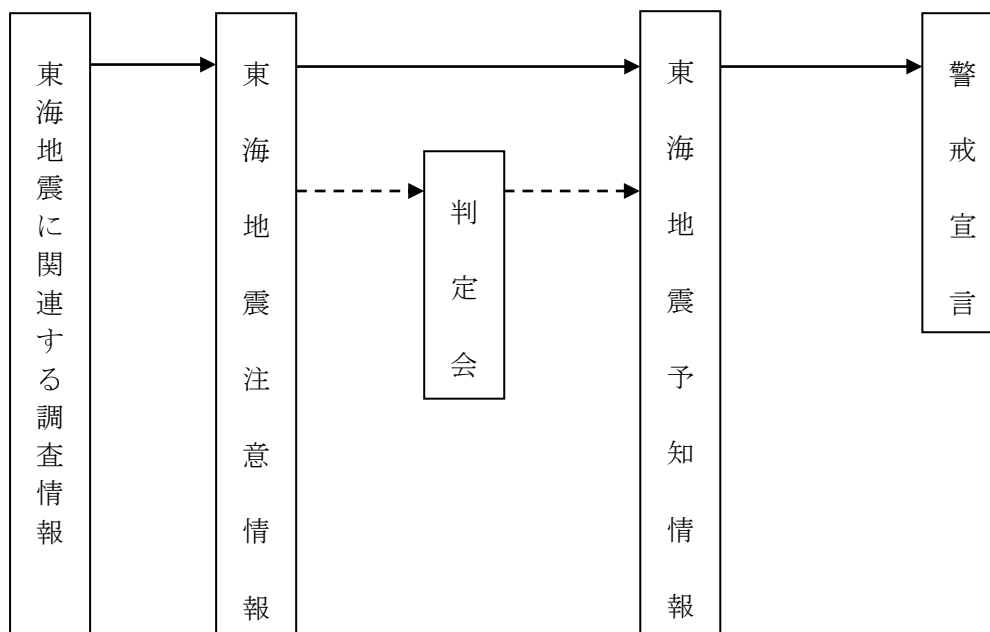
第4章 東海地震に関する事前対策

東海地震の発生が切迫しているとの気象庁長官からの地震予知情報に基づき、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられたときから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は、発生するおそれなくなるまでの間において、町の地域における不測の事態の発生防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について本章で定め、防災関係機関等はこの計画を基本とし、それぞれの計画に基づき東海地震の予知に係る対策に万全を期するものとする。

更に、気象庁が24時間監視している地殻変動等のデータに一定基準以上の異常が認められ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に気象庁からの「東海地震注意情報」の発表の段階から、警戒宣言が発せられるまで、又は発生のおそれなくなると認められるまでの間において実施する準備措置についても、本章で定めるものとする。

予測される東海地震の前には、その前兆としての何らかの変動や異常現象が起こると考えられている。気象庁では、地震防災対策強化地域の観測データの常時監視を行い巨大地震（マグニチュード8クラス）の発生に結びつく地震計や体積歪計などの観測データの異常が発見されたとき、我が国の地震予知の第一線の専門家から成る「地震防災対策強化地域判定会」において、巨大地震の発生のおそれがあるか否かの判断が行われる。この結果、予想される地震の規模・発生の場所・時期等が予知されたときは、気象庁長官は、直ちにこれを内閣総理大臣に報告することとなっている。

○ 東海地震に関連する情報体系



※予知に関する情報が発表されずに、地震が発生する可能性がある。

1 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

(1) 東海地震の地震・地殻活動に関する情報

東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の

評価を行い、下表の情報を発表する。

種 類	東海地震に関する情報の発表基準
東海地震に関連する調査情報	東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合 (少なくとも歪計1箇所では有意な変化が観測された場合等、又は顕著な地震活動が発生した場合、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等)
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (歪計2箇所での有意な変化が観測された場合で、プレートの前兆的なすべり現象(プレスリップ)によるものと矛盾がないと認められた場合等)
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 (歪計3箇所以上での有意な変化が観測された場合で、プレートの前兆的なすべり現象(プレスリップ)によるものと認められた場合等)

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づいて、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

計画の内容は、次のとおりとする。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため町域を対象として、町及び防災関係機関等の執るべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言発令時から、地震発生までの間における事前応急対策を定める。
- 3 町及び防災関係機関等は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策の実施に万全を期するものとする。

第2項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報(以下「注意情報」)に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策(以下「警戒宣言前からの準備的行動」)を実施するものとする。

第2節 活動体制

第1項 災害対策本部の設置等

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。また、警戒宣言前の注意情報発表時においても準備的行動を実施するための体制をとることとする。

1 町本部

種別	基準	体制をとる班（人員）	活動内容	町本部
第一警戒体制	気象庁から「東海地震に関連する調査情報」の発表があったとき	1 一般対策編第3章第1節1「体制等」の第一警戒配置に準ずる	1 各種情報の収集と関係機関との連絡にあたるとともに、実情に応じた準備活動をする	
第二警戒体制	気象庁から「東海地震注意情報」の発表があったとき	1 一般対策編第3章第1節1「体制等」の第二警戒配置に準ずる 2 その他の職員は自宅待機	1 各種情報の収集と関係機関との連絡にあたるとともに、実情に応じた準備活動をする	災害警戒本部を設置する
非常体制	気象庁から「東海地震予知情報」警戒宣言発令を含むの発表があったとき	1 一般対策編第3章第1節1「体制等」の非常体制に準ずる 2 部長以上は、災害対策本部へ、その他の職員は、勤務場所へ出動する。	1 人命の確保、火災、爆発等の防止措置を執るため、組織的な防災活動を行う	災害警戒本部を設置する

2 地域住民の自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、東海地震注意情報が発表された場合、注意情報の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

警戒宣言が発令された場合は、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第2項 職員の動員体制

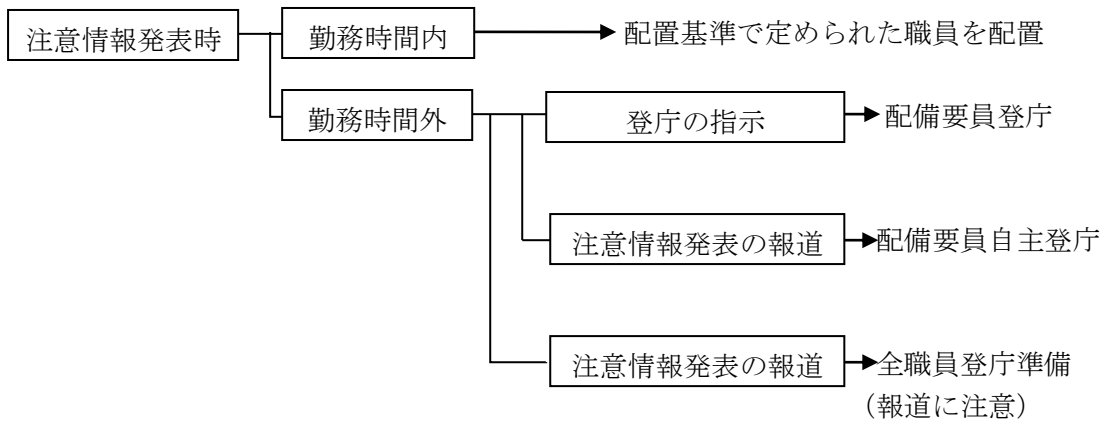
警戒宣言が発せられてから、大規模な地震が発生するまでは、その前の注意情報発表の段階を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は次のとおり職員の動員体制を定めておく。

1 注意情報が発表された時

注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備し、勤務時間外においては、各部・班で定める情報伝達経路により緊急配備につく者に登庁を指示し、警戒体制につく者に対し登庁準備を指示する。

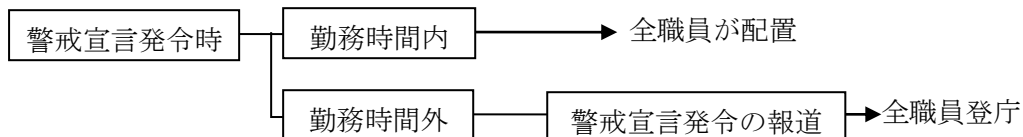
なお、あらかじめ配置要員に指定された者は、注意情報の報道に接した場合は、登庁

の指示を待つことなく自主的に登庁する。



2 警戒宣言が発表された時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備し、勤務時間外においては、非常体制につく全職員がラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言発令の報道に接した場合は、直ちに登庁する。



第3節 協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 相互連携及び応援

防災関係機関等は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接、災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部に対し、応援の要請又はあっせんを依頼し、協力を得る。

2 自衛隊地震防災派遣

町は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している関係機関の体制を確認する。

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報等の伝達及び住民に対する緊急広報を実施し、また、防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期する。

1 伝達する情報

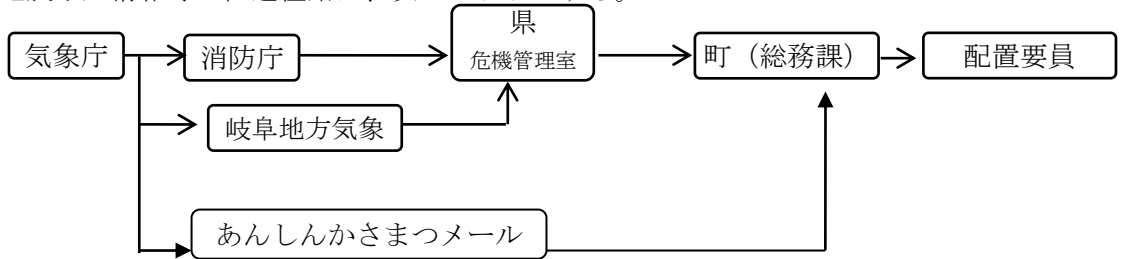
「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」、東海地

震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令(以下「地震予知情報等」)

2 伝達経路

(1) 勤務時間内の情報伝達経路

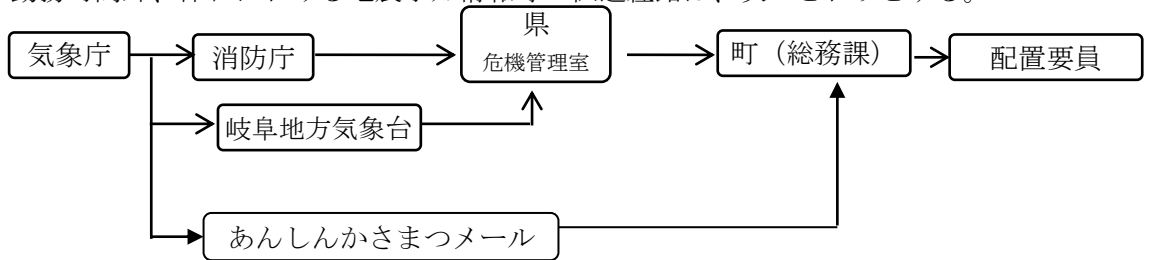
地震予知情報等の伝達経路は、次のとおりとする。



伝達方法：県から町へは、県防災無線による。配置要員には、庁内放送等による。

(2) 勤務時間外の連絡報伝達経路

勤務時間外、休日における地震予知情報等の伝達経路は、次のとおりとする。



伝達方法：県から町へは、県防災無線による。配置要員には、電話によるものとする。

3 防災活動状況等の報告

(1) 東海地震に関連する情報等に係る対策の実施状況等について報告すべき項目及び主な内容は、次のとおりである。

なお、報告内容は、一般対策編第3章第7節「通信の確保」に定める様式2号により、本部連絡員に提出するものとする。

項目	主な内容	報告担当班
異常事態の発生	1 発生時刻 2 場所 3 異常な事態の状況 4 応急にとられた措置 5 必要と認める措置 6 異常な事態解消の見込み	各班
交通規制	1 規制路線 2 規制区間 3 規制開始時刻 4 自動車の運行状況 5 交通規制広報の状況	総務班 建設班

消防及び水防	消防職員、団員及び水防団員の配備状況	消防は消防署班、団班、水防は建設班
保健衛生	医療班出動準備状況	健康介護班
防災活動体制の整備	1 災害対策本部の設置場所及び時刻 2 必要な要員の参集状況	総務班

(2) 報告系統

町本部は県本部の指示に基づき、電話及び県防災無線を使い、県支部に報告する。

第5節 広報対策

町（企画班）は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

1 警戒宣言時対策

(1) 広報の内容

町は、住民等に密接に関連する事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報を実施する。

広報の内容

<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震に関連する情報等の内容、特に町内の地震の予想 2 交通規制に関する情報 3 ライフラインに関する情報 4 生活関連情報 5 小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ 6 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ 7 応急計画を作成しない事業所及び地域住民が執るべき措置 8 金融機関が講じた措置に関する情報 9 その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項
--

広報例文

注意情報発表時

○ こちらは、広報かさまつです。本日〇時〇分、気象庁から、東海地震情報が発表されました。

この注意情報は、東海地域の地震観測データに異常な変化があり、東海地震発生の可能性が高まっていると認められた場合に発表されるものです。今の段階では、このデータが東海地震の発生に結びつくかどうか分かりません。

注意情報が発表されると、警戒宣言発令に備えた事前の準備行動がとられますが、社会機能がストップすることはありません。

住民の皆さんは、テレビ、ラジオのニュースに十分注意し、デマなどに惑わさず、冷静に行動してください。

警戒宣言時（発令後の初期段階）

○ こちらは、広報かさまつです。先ほど東海地震の警戒宣言が発令されました。

これによりますと、駿河湾付近を震源域とする大地震が2、3日以内に発生するおそれがあるとのことです。

この地震が起きると、笠松町では震度5弱から5強程度のゆれが予想されます。

地震の発生を止めることはできませんが、落ち着いて適切な対応を行えば、被害を最小限に食い止めることができます。

住民の皆さんは、まず、火の始末、水の汲み置き、非常持出し品の準備、家具の転倒防止をし、身軽な服装に着替えておきましょう。また、デマなどに惑わされないよう、テレビ、ラジオのニュースなど、正しい情報に耳を傾け、落ち着いて行動してください。

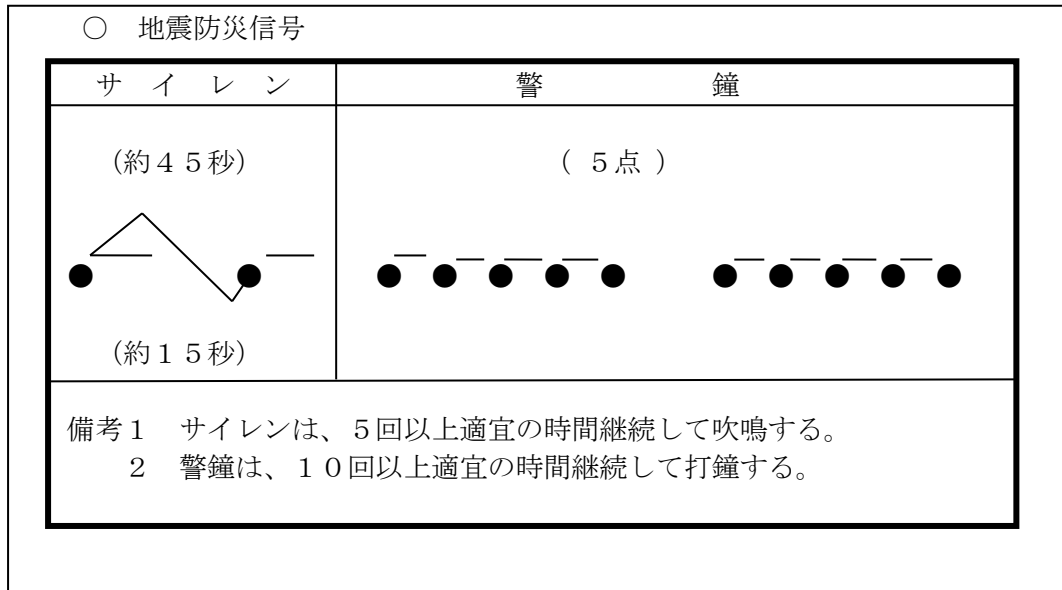
次に、自主防災、町内会の役員などの地域のリーダーの皆さんにお願いします。役場、警察、消防の指示に従い、住民の方々と協力して、防火水槽、消火器具の点検、情報の連絡などの防災活動に当たってください。

最後に事務所や事務所の方々にお願いします。消防計画などに基づき、利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。

(2) 広報の手段

町は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等報道機関への情報提供、インターネット、防災行政無線、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、多言語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。また、視覚障がい者に対する情報伝達にも配慮するものとする。



(3) 問い合わせ窓口

町は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第6節 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、浸水危険地域等の居住者などの人命の安全を確保するため、発災後に備えて必要に応じて避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の勧告、指示の検討を行い、必要に応じて町内会（自主防災組織）等と連携し、警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

なお、避難を実施する場合の対策は一般対策編第3章第15節「避難対策」によるものとする。

第7節 消防・水防対策

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱に備える。

1 消火対策

消防対策部は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置を執る。

- (1) 正確な情報の収集と伝達
- (2) 火災、水防等のための警戒
- (3) 火災発生防止と初期消火のための広報
- (4) 自主防災組織等の防災指導
- (5) 防災上重要な施設の防火指導
- (6) その他必要な措置

2 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を執る。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- (3) 地震の襲来と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
- (4) 水防活動に必要な資器材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態に備える。

3 警戒宣言前からの準備行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資器材等の点検、補充、配備等を実施する。

第8節 警備対策

警察機関は、警戒宣言が発せられた場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持するため、次の事項を重点として警備に万全を期する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

- 1 各種情報の収集と早期実態把握
- 2 避難に伴う混乱等の防止
- 3 不法事案等の予防及び取締まり
- 4 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒警備
- 5 住民による地域安全活動への指導、連携

第9節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため次の措置を執る。

1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

建設班は、道路の点検を行い、危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡する。

2 車両の交通規制

交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため、交通規制の必要がある場合は、警察機関に要請する。

3 応急対策資機材の準備

道路の破損等が予想される場合、応急対策用資機材の在庫把握及び建設業者等に対し応急復旧の出動準備を要請する。

4 運転者のとるべき措置

(1) 運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

5 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行を控えるよう要請を行う。

第10節 緊急輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、総務班は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて輸送業者等に対し車両の準備を要請する等、緊急通行車両の確保を図り、緊急輸送ができるよう備える。なお、建設班は、本部連絡員室と協議の上、確保された車両によって緊急輸送体制を整えるものとする。

1 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施班であらかじめ定めておくものとする。

(1) 応急対策実施要員

(2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

(3) その他町本部が必要と認める人員、物資等

2 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認は、一般対策編第3章第6節第1項「道路交通対策」による。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県に報告する。

4 輸送手段の確保

総務班は、所有する車両等を準備、調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼する。

5 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 緊急輸送車両の確認の準備を行う。
- (2) 車輛の確保を行う。
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。

第11節 物資等の確保対策

警戒宣言が発せられた場合に各部は、地震発生後に予想される被災者に対する救助救護物資及び応急復旧資機材等の調達のため、生産者、卸売業者、大規模小売業者等の在庫の把握に努め、調達体制を整える。

なお、物資の供給対策は一般対策編第3章第18節「生活必需品供給活動」に、災害対策物資の備蓄は、一般対策編第2章第14節「必需物資の確保対策」によるものとする。

第12節 保健衛生対策

町本部は町地域内の関係医療機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに地震発生後に備えての医療、助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時の対策

医療機関は、警戒宣言発令が発令された場合、次の措置を講ずる。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院(診療所)の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。また、医師をはじめ

とした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

(2) 医療班の編成待機

健康介護班は、医療関係者の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とする者に対する医療及び助産に必要な医療班の編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。

(3) 医薬品等の確保

町本部では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

2 清掃

警戒宣言が発令された場合、環境経済班は、ゴミ及びし尿の処理活動に必要な清掃班の編成及び必要な資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。また、避難地に仮設便所が設置できるよう資機材の調達準備を行う。

3 防疫

環境経済班は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 医薬品、衛生材料及び医療機器の在庫を把握する。
- (2) 救護所の開設準備を行う。
- (3) 医療救護班の編成、派遣準備を行う。

第13節 生活関連施設対策

上水道、電気、通信及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

発災後の断水に備えて住民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、必要な資機材の保管及び放出の準備を要請する。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理する。また、配水池から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及び浄水機、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水活動の出

動態勢を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気は、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるものであり、その供給を継続することが不可欠となるため、発電及び供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保するよう努める。

3 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

東邦ガスネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

4 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信は住民の相互連絡、町、学校等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想される。通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保に努めるものとする。

5 金融

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行うが、県計画に定める適切な措置を実施する。

6 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

(2) 応急給水の準備を行う。

(3) 各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第14節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

1 実施内容

(1) 住民、事業所等の啓発

町は、各種手段により、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生しないよう、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、事業所等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策の啓発に努めるものとする。

(2) 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第15節 公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1 道路

建設班は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者と警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに、応急復旧資機材の在庫把握及び土木業者等に応急復旧の出動準備を要請する。

2 河川

河川管理者及び町は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行う。

町は、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また河川の応急復旧のための建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

3 下水道

水道班は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

(1) 災害対応組織の編成

ア 職員の召集及び役割分担

イ 関係機関との情報交換(警察、道路管理者、電気、ガス、上水道及び他の下水道管理者)

(2) 管渠

ア 地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保

イ 調査用機材、応急用機材の点検

4 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要な公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、おおむね次の措置を執るものとする。

また、応急復旧に必要な資器材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

(2) 無線通信機器等通信手段の整備点検

(3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検

(4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

(5) その他重要資機材の整備点検または被災防止措置

(6) 飲料水の緊急貯水

- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

5 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれの緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を執るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるととも、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

6 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物その他工作物または施設について、その管理者は、必要に応じて工事の中断、倒壊落下防止の措置を執るとともに、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町本部連絡員室に通報する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第16節 大規模な地震に係る防災訓練

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

なお、実施内容等については、一般対策編第2章第4節「防災訓練」を準用する。

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

町は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、計画宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

町は、住民に対する防災教育を実施する。この教育は、地域の実態に応じて地域単位、

職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運航の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」を準用する。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

1 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。）」第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 南海トラフ地震に関する対策の性質

(1) 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

(2) 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、「南海トラフ特措法」第5条の規定に基づく推進計画とする。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第3節に準ずる。

4 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村であり、県内の推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

第2節 南海トラフ地震に関する対策の性質

1 地震災害予防対策

地震予防対策については、本編第2章「地震災害予防対策」を準用する。

2 地震災害応急対策

地震発生時の応急対策は、本編第3章「地震災害応急対策」を準用する。なお、東海、東南海、南海地震の三連動による複合型地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、平成23年3月に発生した東日本大震災のような広域的な停電や

断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意し、災害応急対策を実施する。

3 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、町は、国、県等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところでできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 防災対応をとるべき期間

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

1 町の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

○町の防災体制

情報名	市町村の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・総務班は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各班からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各班における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各班から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各班における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・総務班は、関係部局と情報共有

第5節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 住民への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 住民への伝達内容

町は、住民へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

県及び推進地域以外の市町村は、推進地域外の住民に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静

かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

（3） 問い合わせ窓口

町は、住民からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時の災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民の安全を確保するため、本町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

1 避難対策

（1） 事前避難

町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

町は、事前の避難を促す住民に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民に対しては、町が避難所を確保するものとする。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民へ周知するものとする。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市町村が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

2 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

エ 自主防災組織等の活動に対する指導

オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、

緊急貯水が必要であり、水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(3) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(4) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(5) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(6) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(8) 交通

ア 道路

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運

行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時の災害応急対策

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8節 防災訓練

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて一般対策編第2章第4節「防災訓練」に準じて防災訓練を実施する。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、住民に対する防災教育を実施する。この教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取る

べき行動

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震等に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 住民自らが実施し得る生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準じて実施する。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、飛散者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復旧過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能な終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 人的資源等の確保

町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

3 その他

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障を期し、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止策が必要である。町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

1 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

ア 調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定

イ 再度の災害の防止を図るための必要な施設の新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

2 公共土木施設の災害復旧

公共土木施設の地震発生による災害復旧については、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

(1) 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川、道路、下水道等があり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

また、街路、公園、排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、一般対策編第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」を準用する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 激甚災害に関する対応計画

(1) 町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、「甚大災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

(2) 町は町域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

2 激甚災害に係る財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

- ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ り災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

地震災害時には、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要となるため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講じ、社会秩序の維持に努める。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 生活相談

被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取するとともに、必要に応じその内容を関係機関に連絡し、その解決を図る。

2 被災者台帳の作成

被災者台帳の作成については、一般対策編第4章第2節「被災者の生活確保」による。

3 罹災証明書の発行

罹災証明の発行については、一般対策編第4章第2節「被災者の生活確保」による。

4 個人被災者への資金援助等

被災者に対する災害援護資金の貸付及び災害弔慰金、災害障害見舞金については、一般対策編第4章第2節「被災者の生活確保」による。

5 租税の徴収猶予及び減免

被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等の納税緩和に関する措置を行う。

6 職業のあっ旋

被災者の職業あっ旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

7 生活保護制度の活用

生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用の可否を決定する。

8 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

避難所や在宅における障害者に対する以下の対策に努める。

ア ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者、要約筆記者等の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

ア 被災による要保護児童の発見

(ア) 避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について、中央子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

(イ) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに中央子ども相談センターに連絡をする。

(ウ) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対しては、保育所に入所させ、保育する。

9 応急仮設住宅の建設

自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

10 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

(1) 応急修理

自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。

(2) 障害物の除去

自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため、日常生活に著しい障害をきたしている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。

11 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にを行うため、生活必需物資、復旧用建築資材等の基礎的な財・サービスの供給の確保を図るため、物資の需給、価格動向を調査監視し、物価の安定を確保するため、次の対策に努める。

(1) 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握

(2) 事業者等に対して供給体制の確保

12 災害ケースマネジメント

町は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第5節 被災中小企業の振興

地震災害時には、被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開

くことが必要で、町その他の関係機関は、被災中小企業者についての被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

町、その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

第6節 農林漁業関係者への融資

地震災害時には、被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、町その他関係機関は、災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

町その他関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付が行われるよう支援する。